#### 第 598 回 統計審議会議事録

- **1** 日 時 平成 14 年 8 月 9 日 (金) 14:00~15:10
- 2 場 所 総務省第1特別会議室(中央合同庁舎第2号館8階)
- 3 議 題
  - (1) 答申事項
    - 諮問第285号の答申「工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」(案)
  - (2) 部会報告
  - (3) その他

#### 4 配布資料

- 1) 諮問第285号の答申「工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」(案)
- 2) 部会の開催状況
- 3) 指定統計調査の承認等の状況(平成14年7月分)
- 4) 平成14年6月指定統計・承認統計・届出統計月報(第50巻・第6号)
- 5) 指定統計の公表実績及び予定

#### 5 出席者

【委員】竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、菅野委員、 後藤委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第2条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、厚生労働省渡辺統計情報部長、

農林水産省島田企画調整室長、経済産業省田辺調査統計部長、

同仲田構造統計課長、国土交通省中西情報管理部長、東京都早川統計部長

#### 【事務局(総務省統計基準部)】

総務省柚木統計基準部長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

#### 6 議事概要

- (1) 答申事項
  - 諮問第 285 号の答申「工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」(案) 総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料1の答申(案)の朗読を行った。続いて、清 水鉱工業・建設統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。
- 清水部会長)「工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」は、6月14日に諮問を受け、鉱工業・建設統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は3回(6月20日、7月4日及び7月18日)にわたって開催された。

答申(案)は、「工業統計調査」と「商工業石油等消費統計調査」の二つの事項から構成されている。

まず、「工業統計調査」の「特定業種の調査周期の変更」については、毎年実施している従業者3人以下の事業所に係る調査を、平成14年調査から他の業種と同様に西暦末尾0、3、5、8年の年次のみに変更する計画となっている。

これについては、政策の転換に伴う統計ニーズの変化に対応したものであること、 調査の効率化や報告者負担の軽減に資するものであることから、適当であるとした。 また、調査周期の変更に伴い把握できなくなる特定業種の従業者3人以下の事業所 データについては、特定業種以外の業種と同様に、推計結果を工業統計表の「参考表」 において公表する計画となっている。これについては、結果利用の利便性を考慮した ものであり、適当とした。

なお、従業者3人以下の事業所を調査しない年において、従業者4人以上の事業所 を正確に把握するためには、本調査の前に実施される準備調査が大変重要な役割を果 たすことから、この準備調査を的確に実施することが必要であるとしている。

「調査項目等の見直し」については、一部調査項目等の表記の変更を行ったものであり、調査事務の効率化及び調査内容の正確性の向上に資するものであることから、 適当とした。

次に、「商工業石油等消費統計調査」のうち「石油等消費構造統計調査の中止」については、1)石油等消費構造統計調査に対するニーズが低下していること、2)月次統計である石油等消費動態統計調査の調査結果の方が広く一般的に利用されていること、3)構造統計調査と動態統計調査の調査客体及び調査項目の重複是正についての要請が強いこと、4)動態統計調査により構造統計調査のうち製造業のエネルギー消費量の約86%が把握できること等の理由により、平成14年以降、本調査を中止する計画となっているが、これについては統計ニーズの変化に対応するとともに、少数の標本で高いカバレッジが確保可能であること、また、全体としての調査の効率性の向上及び報告者負担の軽減を図るものであることから、部会ではおおむね適当とした。

しかしながら、構造統計調査の中止により提供されなくなる集計結果がある。特に、地域別等の結果については、他の統計データを用いて推計が可能であるとしているが、その推計方法、推計の基礎となるデータの所在等の情報を提供するなど、利用者の利便を図るほか、補完的資料として、動態統計調査の1年分のデータを活用することにより都道府県別、経済産業局別の集計結果を公表することが必要であるとした。

また、平成14年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、つまり改正省エネ法においては、製造業のほか、オフィスビル等の民生業務部門についても、一定規模以上のエネルギー消費を行う工場または事業場に定期報告が義務づけられている。これにより、業種横断的なデータが得られることから、この定期報告を活用した統計の作成を検討することが必要であり、これについても、活用する方向であるということが調査実施者から報告された。

「石油等消費動態統計調査における調査品目等の変更」については、調査品目の統合、名称変更等を行うものであり、経済産業省生産動態統計調査との整合性を確保し、調査の効率的な実施が図られること等から、適当とした。

最後に、「調査の名称」については、構造統計調査を中止し、結果としてエネルギー多消費型で代表性を持った特定の業種に調査対象が限定されるという今回改正の趣旨を踏まえ、「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」とすることが適当であるとする部会の結論を得て、これを答申案とした。

# [質 疑]

美添委員)工業統計調査の改正案の内容は大変良いと思う。事業所の調査において、5年周期 の間の2年、3年周期という調査周期の問題はあるが、基本的に5年を2年、3年に 分けて正確に事業者数を把握するという設定になっており、商業統計調査も同じ方向 に落ち着きそうである。工業統計調査の改正案では、特定業種の従業者3人以下の事業所に係る調査を西暦末尾0、3、5、8年とする性格を一層明確にしており、今後とも全数を正確に把握する時点を確保するという視点に立って、調査を継続していただきたい。

また、中間年の部分の扱いに関しては、名簿整備等をさらに充実することとしているが、この点も将来的に他の統計調査とあわせて事業所名簿の整備に利用するという 重要な使命があるので、引き続き検討をお願いしたい。

竹内会長) ほかには。

- 篠塚委員)工業統計調査は、従業者3人以下の事業所を調査しない年において、従業者4人以 上の事業所を正確に把握するためには、準備調査が重要であるとしているが、準備調 査は具体的にはどのようなものか。
- 仲田課長)工業統計調査は、調査票を実際に配布する前に事業所を確定する必要がある。したがって、具体的には、前年調査の事業所名簿に対して、新設の事業所あるいは廃業の事業所の情報を事前に得た上で調査員がその事業所を実際に訪問し、その事業所が調査対象の事業所であるかを確定する調査を行う。これを準備調査と称しており、準備調査の結果、最終的にその年の工業統計調査の調査対象を確定し、調査日前に調査員が対象事業所に調査票を配布するということになっており、この準備調査は非常に重要な段階である。
- 篠塚委員) 準備調査は、あくまでも事業所があるかないかということだけを調べるのか。
- 仲田課長)準備調査の際には、事業所があるかないかだけではなく、事業所が何をやっている かを聴く。事業所がそのまま存在しても、業種が変更されている場合があり、それを 確認する。このほか、従業者数、名称変更等についても、事前の準備調査名簿の内容 が正しいかどうかを確認する。
- 篠塚委員) 準備調査は、どのくらいのサンプル数となるのか。
- 仲田課長)調査対象の全数を調査する。工業統計調査の場合は、全ての事業所を準備調査の段階で実際に調査員が訪問し、聴き取りを行う。
- 竹内会長) その際、新設事業所はどのように調べるのか。
- 仲田課長) 調査員がそれぞれの受け持ち調査区を歩いて、新設の事業所がないかを確認する。
- 美添委員)大きな規模の事業所については、かなり正確に把握できるが、零細な事業所を全て 把握することは、以前から難しいと言われている。従業者数3人以下の事業所につい ては、特にその把握が難しい。調査年を限定することにより、事業所数に関しては調 査そのものはより正確になるとは思うが、一方で、名簿整備としての準備調査が非常 に重要であるという位置づけには変わりないだろう。
- 竹内会長) 商工業石油等消費統計調査に関して、部会の結果概要のところで資源エネルギー庁が作成しているエネルギーバランス表の集計方法の扱いについて説明がなされているが、資源エネルギー庁では、構造統計調査を中止しても推計方法を変更する必要はないと考えているのか。
- 仲田課長)エネルギーバランス表を作成する際には、石油等消費構造統計調査の結果は使用しておらず、石油等消費動態統計調査の結果を使用していることから、影響はない。
- 篠塚委員)商工業石油等消費統計調査に関して、答申案においては、平成 14 年に改正された「

エネルギー使用の合理化に関する法律」の施行に伴い、様々な有効な統計を作成できる可能性があり、この活用について検討する必要があると指摘している。

この答申を受け、改正省エネ法に基づいて様々な業務統計が作成されることを前提 として、これら統計の作成に関する勉強会、研究会等が開かれるようになると理解し てよいか。

仲田課長) そのとおり。

篠塚委員) 了解した。

竹内会長) このような業務統計は、何らかの形で公表されるのか。

仲田課長)改正省エネ法により、報告が義務づけられていることから、報告が得られることは 既に決まっている。その報告内容をどのように活用していくかについては、今後検討 していきたい。

竹内会長) 統計として活用することがあると思うが、その前に、報告内容そのものを何らかの 形でまとめて公表するということはあるのか。

仲田課長) 現在のところ報告内容の公表は考えていない。

竹内会長)報告内容をどのような形で統計として加工するか、集計して報告するかについては、 今後検討するということか。

仲田課長)そのとおり。

竹内会長) 折角そのような情報があるわけであるから、ぜひ実行していただきたい。

仲田課長) 当課 (調査統計部構造統計課) と改正省エネ法の所管課との打ち合わせは既に始めている。

竹内会長) 法律の所管課から定期的に業務報告が公表されるということはないのか。

仲田課長) 今までは公表していない。その扱いについては今後検討していきたい。

竹内会長)法律の所管課から公表するか、統計として集計・加工して調査統計部から公表する かについては、今後検討するということか。

仲田課長) そのとおり。

竹内会長) 石油等消費動態統計調査については、これまでかなり紆余曲折があった統計調査である。当初は、オイルショック後に石油の需給が逼迫することを予想し、石油等消費構造統計調査が始まった。その後、需給関係が緩み、石油需給に関する緊急度がなくなった状況下において、調査も縮小されていった。近年は、むしろ地球温暖化、CO2排出量がらみの京都議定書の関係等もあって、各方面から化石燃料の消費構造について捕捉する要求が強まってくることが予想され、これらを総合的に捉える統計の重要性が高まっている。

もちろん、その場合には消費構造全体を把握するために特別な統計調査を行う必要性はなく、改正省エネ法に基づく報告データを十分活用し、利用可能な統計を作成することによって所期の目的を果たせると思われることから、本改正案の全体の方向性は妥当であると思う。

美添委員) 答申案の文中の表現について伺いたい。「石油等消費構造統計調査の中止」の項目 に「エネルギー消費の多い工場又は事業場に対し」と記述されているが、「事業場」 は統計用語ではない。これは法律用語であり、概念としては、統計用語の「事業所」 と同義で、統計として利用することに特段の問題はないと理解してよいか。 仲田課長)「事業場」とは、改正省エネ法に用いられている法律用語である。

- 清水部会長)改正省エネ法では、統計調査で使用される「事業所」という概念を想定していない。 法律に基づいて「工場又は事業場」という用語が使用されており、「事業場」は統計 調査における「事業所」の概念と完全に対応するとは必ずしも言えない。しかし、ほ ぼ近い概念であると理解していただいて差し支えないだろう。
  - 竹内会長) 例えば、大きな雑居ビルがあり、そこに多くの事業所がある場合、おそらくそのビルの管理者等が報告義務者であっても、それぞれの事業所が全て省エネ法に基づくエネルギー消費の報告義務があるわけではないといったような差があるのではないか。
- 清水部会長) 例えば、それが全部貸しビルであり、そこに色々な店舗が入居している場合、その貸しビルが事業場としての調査客体であって、報告義務を負っており、必ずしも統計調査で用いられる事業所に対応した範囲とはなっていない。改正省エネ法は、統計調査の方法や概念について予定した条文とはなっていない。
  - 竹内会長) 了解した。答申案にも「定期報告を活用した統計の作成を検討する必要がある。」 と記述されており、今後、検討する内容に含まれているものだろう。 ほかには。
  - 飯島委員)経済産業省所管の石油等消費に関しては内容的には問題ないだろう。しかし、エネルギーの安全保障面からの統計の必要性と環境対策へのニーズが高まってきており、 国策的には民生、運輸部門の統計についても同じ方向性で合理化、簡素化を検討し、 国として一元的に運営管理することが必要ではないか。
  - 竹内会長) それは改正省エネ法によるデータ活用の一つのねらいではないだろうか。ぜひデー タ活用が実現できるよう希望したい。

他に意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。 (異議なしとの声あり)

異論がないようなので、総務大臣に対して答申することとしたい。

それでは調査実施者である経済産業省の田辺調査統計部長からご挨拶をいただく。

田辺部長)工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について、答申をいただき御礼 申し上げる。

工業統計調査については、特定業種の調査周期の変更を行い、その関連で、準備調査段階での事業所の把握に努力し、統計精度の維持に引き続き努めていきたい。

また、商工業石油等消費統計調査については、平成14年調査から構造統計調査を中 止することとしたが、動態統計年報の充実を図るとともに、省エネ法の業務報告、業 務資料の統計化について省内関係課と協議し、実現に向け努力していきたい。

最後に、会長、部会長を始め、委員、専門委員の方々に、長時間にわたり御審議いただき、心から御礼申し上げる。

#### (2) 部会の開催状況

○ 鉱工業・建設統計部会

平成14年7月18日に開催された第73回鉱工業・建設統計部会(議題:「工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

## (3) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官から、平成14年7月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「農業構造動態調査」、「第11次漁業センサスフルドレスプリテスト」及び「病院報告」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料3による報告が行われた。

### [質 疑]

美添委員)本日、須田農林水産統計部会長が欠席であり、部会長代理としてコメントさせてい ただく。

農業構造動態調査は、農林業センサスの中間年の情報を把握するものであり、農林 業センサスと密接な関係があると報告されているが、次回の農林業センサスの諮問・ 答申の際に両調査の関係についてもぜひ議論していただきたい。

漁業センサスのプリテストに関しては、事前に資料を拝見したところ、本調査に向けて周到な計画がなされており、評価し得るものだろう。

漁業センサスについても、間もなく諮問・答申が予定されており、部会で十分な議 論をさせていただきたい。

- 竹内会長)漁業センサスは、今年末ごろに審議会に付議される予定であり、その際に確認させていただく。農林業センサスについては、審議会に付議されるのはまだ先になる予定であることから伺いたいが、農業構造動態調査では、基本的にどのような情報が収集されるのか。
- 美添委員) 当時部会長であった舟岡委員に御説明いただきたい。
- 舟岡委員)農林業センサスの母集団から標本を抽出し、調査事項を簡略化した上で農林業セン サスの実施年以外の情報を継続して把握する形になっている。

竹内会長) 主な項目はどのようなものか。

- 山本審査官)農林業センサスの母集団をサンプル化して基本構造動態を調査するものであり、農家調査と農家以外の法人等調査に大別される。センサスとの共通の調査項目は、農家調査であれば、世帯員数、氏名、年齢、男女別、世帯主との続柄、自営と自営以外で日数の多い方、1年間の生活状態、1年間の主な所得等である。それに加え、土地であれば田の面積及び畑の面積、請負等の状況であれば請負面積、請負料金収入、販売であれば販売金額、販売金額の順位等を項目立てしている。
  - 竹内会長)本格的かつ大規模な農林業センサスの中間年の動態的な変化を追及することが目的 であると考えてよいか。
- 山本審査官)農林業センサスで構造を把握し、構造が毎年どのように動くかをサンプルで捉える ものである。

竹内会長) サンプルサイズはどれくらいか。

- 山本審査官)農家調査であれば、母集団 234 万戸のうちの 7 万戸を抽出する。
  - 竹内会長) 医療施設調査と病院報告の関係については、本年6月までの本審議会審議の際にご報告をいただいた。廣松委員は、何か付け加えることはないか。
  - 廣松委員)医療従事者に関して、病院については病院報告で毎年、その他の一般診療所、歯科

診療所については医療施設調査の静態調査で3年周期の調査を実施している。これは、 特に病院における医療従事者数の把握に関しては、行政ニーズから3年周期では不十 分であるという判断によるものと理解している。

一以 上一